

## 議第196号

### 平成24年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成24年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

#### 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 3,782,400	千円 14,034	千円 3,768,366
	1 営業費用	3,339,915	14,034	3,325,881

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額 1,169,300千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 3,523,515千円は、減債積立金 895,258千円、過年度分損益勘定留保資金 1,288,262千円、当年度分損益勘定留保資金 1,213,787千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 126,208千円で補填するものとする。)

#### 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 4,692,700	千円 115	千円 4,692,815
	1 建設改良費	2,813,996	115	2,814,111

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補正額	計
職員給与費		千円 505,469	千円 13,919	千円 491,550

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子